

訪問介護 運営規程

社会福祉法人かきつばた福社会

ヘルパーステーションいつかいち福寿苑

ヘルパーステーションいつかいち福寿苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人かきつばた福祉会が開設するヘルパーステーションいつかいち福寿苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士氏又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性、その置かれている環境等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたり身体介護・生活援助の区分を維持し、要介護者等の心身機能の回復、生活機能の向上を支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと

との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止及び感染症発生・まん延防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションいつかいち福寿苑
- (2) 所在地 広島市佐伯区坪井一丁目31番7号

(事業者の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名（常勤兼務）

サービス提供責任者は、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 4名（常勤兼務2名 非常勤兼務2名）

訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日 までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護：食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着脱介助、体位変換等
- (3) 生活援助：食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り等

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、下記のとおりとする。

広島市佐伯区（湯来町を除く）、広島市西区及び広島県廿日市市（宮島・佐伯町・吉和村除く）その他の地域は要相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置

を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第11条 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 訪問介護員等に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 感染症が発生し、又はまん延防止に努め、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
当該事業所における、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ）に対して、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し当該計画に従い研修（外部における研修を含む）を実施する。
- ② 利用者に関する情報若しくは、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達、または当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する。
- ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が当該利用者を担当する

訪問介護職員等に対し、当該利用者に関する情報を伝達してから開始するとともにサ

ービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとする。

- 2 当該事業所における訪問介護員等に対し、定期的に健康診断を実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（居宅サービス費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人かきつばた福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和7年1月1日から施行する。

附則 この変更規定は、令和7年3月19日から施行する。